

日経平均ブル2倍上場投信

2025年3月31日

追加型／国内／株式／ETF／インデックス型(ブル・ベア型)

ファンドの特色

日経平均ブル2倍上場投信(以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。)は、日経平均レバレッジ・インデックス※(2ページ目を参照)を対象指標とし、株価指数先物取引などのデリバティブ取引を利用することにより、基準価額の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目指す追加型株式投資信託です。

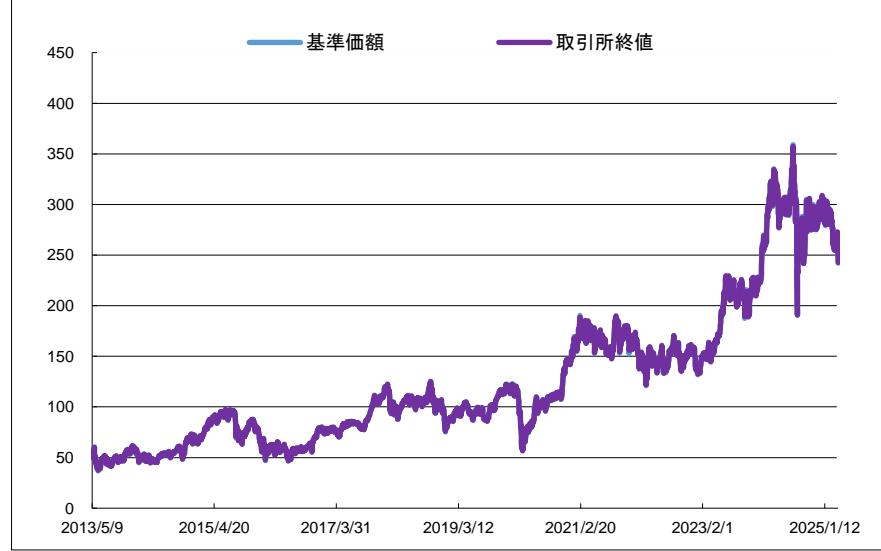
【設定日】	2013年5月8日	【上場取引所】	東京証券取引所	【基準価額】	242円
【決算日】	年1回 毎年2月20日	【証券コード】	1579	【純資産総額】	402.17億円
【信託期間】	無期限	【上場日】	2013年5月9日		
		【売買単位】	10口		

◆基準価額の騰落率

	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年間	3年間	設定来
ファンドの騰落率	-6.92%	-19.87%	-12.32%	-26.58%	54.10%	384.00%

※ 設定来騰落率は設定日2013年5月8日から直近までの騰落率です。

◆基準価額の推移



◆分配金実績(税引前、1口当たり)

決算日	分配金(円)
2021/2/20	0
2022/2/20	0
2023/2/20	0
2024/2/20	0
2025/2/20	0
設定来合計	0

※ 上記は過去のものであり、将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

◆受益権の分割

効力発生日	比率
2021/3/5	1:2
2024/7/2	1:100

基準価額及び取引所終値は受益権の分割を考慮し調整しております。

◆資産内容

資産構成比	
国内債券	80.89%
コール・ローン等、その他	19.11%
株価指数先物	199.77%

※ 組入比率は、純資産総額に対するものです。

組入銘柄		
銘柄名	償還日	組入比率
第1294回国庫短期証券	2026/3/23	50.91%
第1281回国庫短期証券	2026/1/20	22.13%
第1276回国庫短期証券	2025/12/22	7.85%

※ 期間別騰落率は、基準価額の騰落率です。投資家利回りとは異なります。

※ 基準価額の騰落率は、分配金(税引前)を再投資し計算しております。また、受益権の分割も修正しています。

※ 基準価額は、計算において信託報酬等は控除されています。

※ 運用状況は、過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。

■当資料は、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社(以下「弊社」といいます。)が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、信頼できると判断した情報に基づき作成していますが、情報の正確性・完全性について弊社が保証するものではありません。■当資料に掲載されている数値・図表等は、当資料作成時点のものです。また、当資料に示された見解は、当資料作成時点における弊社の判断によるものです。■当資料中のいかなる内容も、将来的な市場環境等の変動を保証するものではありません。また、当資料中のいかなる内容も、将来の運用成果等を保証するものではありません。■投資信託の受益権の基準価額は、投資信託に組入れられている有価証券等の特性による値動きにより影響や又、為替相場の変動等の影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。従いまして、投資信託は元本が保証されるものではありません。また、投資成果を事前に保証するものではありません。投資信託は預貯金とは異なります。■投資信託をお申込みの際は、最新の投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時に渡していただき、必ず、運用方針及びリスク要因等、手数料の合計、報酬等の内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。投資信託説明書(交付目論見書)につきましては、販売会社にご請求下さい。■投資信託は、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社以外の登録金融機関で購入された投資信託は、投資者保護基金の支払対象にはなりません。■ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。■当資料の内容については、予告なく変更される場合があります。■当資料の無断転写、転載は出来ません。当資料の第三者への提供は固くお断りいたします。

【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドは、公社債等、短期金融資産(以下「有価証券等」)を投資対象とし、株価指数先物取引などのデリバティブ取引を利用するため、これらの価格変動の影響により基準価額は変動します。また、株価指数先物取引などのデリバティブ取引を利用するため、基準価額は大きく変動します。従いまして、投資元金を割り込むことがあります。元本が保証されているものではありません。投資信託は預貯金と異なります。また、金融機関の預金あるいは保険契約ではないため、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。

信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

① 株価指数先物取引の利用に伴うリスク

株価指数先物の価格は、対象指数の値動き、先物市場の需給等を反映して変動します。先物を売り建てている場合において、先物価格が下落すれば収益が発生し、上昇すれば損失が発生します。ファンドで行なっている株価指数先物取引について損失が発生した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。また、先物を売り建てている場合のわが国の株式市場の上昇によって、わが国の株式市場の変動率に比べて大きな損失が生じる可能性があります。

② 株価変動によるリスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

③ 金利変動リスク

当ファンドでは、公社債やコール・ローン等を投資対象とします。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、損失が生じることがあります。

④ 信用リスク

当ファンドは、公社債等に投資します。一般に、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合(債務不履行)、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します(利息および償還金が支払われないこともあります。)。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。また、短期金融資産においても債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

⑤ デリバティブ取引に関するリスク

当ファンドは、株価指数先物取引などのデリバティブ取引を利用します。株価指数先物取引などのデリバティブ取引の価値は基となる原資産価値等に依存し、またそれらによって変動します。デリバティブ取引の価値は、種類によっては、基となる原資産の価値以上に変動することや、原資産とデリバティブ取引との間の相関性を欠いてしまう可能性もあります。また、流動性を欠く可能性、市場混乱時や取引相手の倒産等により当初の契約通りの取引を実行できず損失を被るリスク、取引を決済する場合に反対売買ができなくなるリスク、理論価格よりも大幅に不利な条件でしか反対売買ができなくなるリスク等があります。これらデリバティブ取引に関するリスクによって、損失が生じることがあります。

⑥ レバレッジに関するリスク

当ファンドは、株価指数先物取引などのデリバティブ取引を利用しておらず、また、対象指標の特性により、当該取引の売り建て総額は信託財産を上回るレバレッジがかかります。そのため、信託財産に対して大きな損失が生じる場合があります。株価指数先物取引の売り建て総額は、純資産総額に対して約2倍程度となります(レバレッジ比率)。

⑦ 流動性リスク

有価証券等や株価指数先物取引を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となる可能性があります。また、金融商品取引所等の取引規制により、不利な価格で取引を行わざるをえない可能性があります。市場動向、市場や行政等による規制、有価証券等及び株価指数先物取引の流通量などの状況、あるいは当ファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等や株価指数先物取引を市場実勢より低い価格で売却しなければならない又は、高い価格で買付しなければならないケースが考えられ、この場合には基準価額の下落要因となります。

* 日経平均レバレッジ・インデックスについて

日経平均レバレッジ・インデックスは、日経平均株価(以下、「日経平均」といいます。)の2倍の変動率で指標が動くよう設計されています。

正称:日経平均レバレッジ・インデックス

略称:日経レバレッジ指数

英文名称:Nikkel 225 Leveraged Index

日経レバレッジ・インデックスは、以下の算式に従って、算出されます。

$$\text{指標値(現在値)} = \text{指標値(前日終値)} \times (1 + 2 \times (\frac{\text{日経平均(現在値)}}{\text{日経平均(前回終値)}} - 1))$$

※ 指標値(終値)は、日経平均(現在値)を当日の日経平均終値として算出されます。

・指標値は、小数点以下第3位を四捨五入して、第2位まで。単位はポイント。

・2001年12月28日の値が10,000です。

当ファンドの対象指標となるレバレッジ型指標の特性・留意点など

1. レバレッジ型指標の特性および留意点

レバレッジ型指標は、値動きや想定されるリターンが通常の指標とは異なる特性を有しています。

■当資料は、シンフレクス・アセット・マネジメント株式会社(以下「弊社」といいます。)が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、信頼できると判断した情報に基づき作成していますが、情報の正確性・完全性について弊社が保証するものではありません。■当資料に掲載されている数値・図表等は、当資料作成時点のものです。また、当資料に示された見解は、当資料作成時点における弊社の判断によるものです。■当資料中のいかなる内容も、将来の市場環境等の変動を保証するものではありません。また、当資料中のいかなる内容も、将来の運用成績等を保証するものではありません。■投資信託の受益権の基準価額は、投資信託に組入れられている有価証券等の特性による値動きにより影響や又は、為替相場の変動等の影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。従いまして、投資信託は元本が保証されるものではありません。また、投資成果を事前に保証するものではありません。投資信託は預貯金とは異なります。■投資信託をお申込みの際は、最新の投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時に渡して下さい。■投資信託は、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社以外の登録金融機関で購入された投資信託は、投資者保護基金の支払対象にはなりません。■ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。■当資料の内容については、予告なく変更される場合があります。■当資料の無断転写、転載は出来ません。当資料の第三者への提供は固くお断りいたします。

(1)特性

- ・日経平均レバレッジ・インデックスは、変動率が日経平均の日々の変動率の2倍となるように算出されているため、前営業日と比較するとその変動率は日経平均の2倍となります。また、2営業日以上離れた期間での比較においては、複利効果により、日経平均の変動率の2倍以上又は未満となる場合があります。
- ・特に、日経平均が上昇・下落を相互に繰り返す場合、上記の複利効果により日経平均レバレッジ・インデックスは過減していくという特性があり、このような場合、投資者は利益を得にくくなりますので留意が必要です。
- ・日経平均レバレッジ・インデックスは、日経平均が上昇トレンドにある場合において、収益をさらに強く求める指標であるため、日経平均の上昇を見込む場合には有用です。

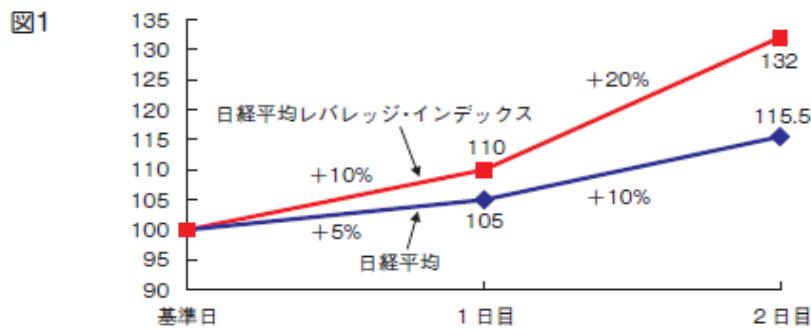
(2)留意点

<例1. 原指標が上昇局面にある場合>

図1のように、原指標である日経平均が一方的に上昇する局面を考えます。このとき、「日経平均レバレッジ・インデックス」の日々の変動率は、原指標の日々の変動率の2倍を達成しています。

しかしながら、2営業日以上離れた期間の場合(基準日→2日目)を比較してみると、日経平均が15.5%上昇(100→115.5)したのに対し、「日経平均レバレッジ・インデックス」は32%上昇(100→132)しており、その変動率は原指標の変動率の完全な2倍にはなりません。

このようにレバレッジ型指標は、相場の上昇局面においてより大きなリターンを狙うことが可能ですが、2営業日以上離れた期間で比較した場合は、想定した変動率(原指標の2倍)とは異なる上昇率となってしまう点(注:例1の32%上昇は、15.5%上昇の2倍である31%とは異なります。)、そして、投資期間が長期になればなるほど、原指標の変動率とレバレッジ型指標の変動率の乖離が大きくなる可能性が高まる点に留意が必要となります。

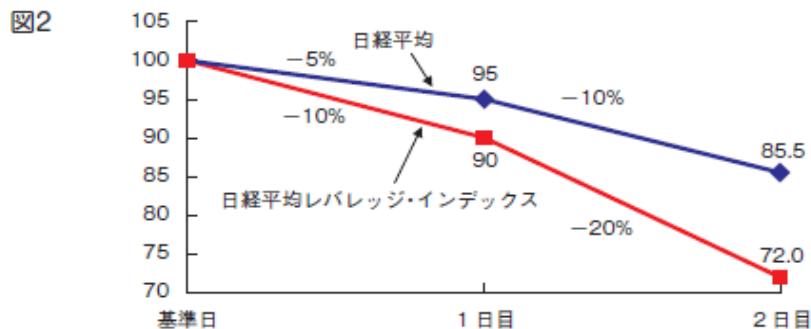


<例2. 原指標が下落局面にある場合>

次に、図2のように原指標である日経平均が一方的に下落する局面を考えます。このとき、「日経平均レバレッジ・インデックス」の日々の変動率は、やはり原指標の日々の変動率の2倍を達成しています。

しかしながら例1と同様に、基準日から2日目にかけての変動率を見ると、日経平均が14.5%下落(100→85.5)したのに対し、「日経平均レバレッジ・インデックス」は28%下落(100→72.0)しており、その変動率は原指標の変動率の完全な2倍にはなりません。

このようにレバレッジ型指標は、相場の下落局面においては原指標よりも大きく下落してきますが、2営業日以上離れた期間で比較した場合は、想定した変動率(原指標の2倍)とは異なる下落率となってしまう点(注:例2の28%下落は、14.5%下落の2倍である29%とは異なります。)、そして、投資期間が長期になればなるほど、原指標の変動率とレバレッジ型指標の変動率の乖離が大きくなる可能性が高まる点に留意が必要となります。

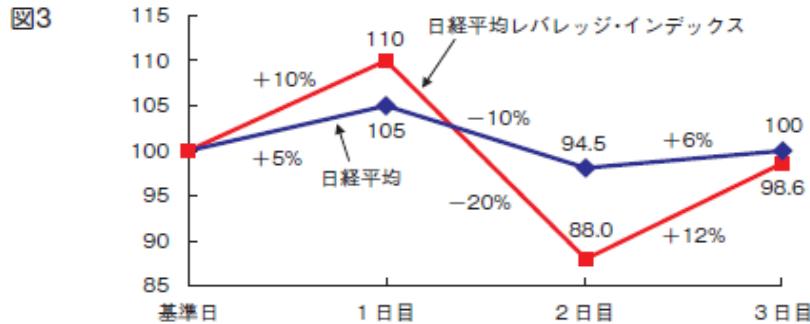


<例3. 原指標が上昇・下落を繰り返す場合>

最後に、図3のように原指標である日経平均が上昇・下落を繰り返す局面を考えます。このときも、「日経平均レバレッジ・インデックス」の日々の変動率は、原指標の日々の変動率の2倍を達成しています。

しかしながら、日経平均は上昇・下落を繰り返しながらも3日目に基準日と同じ水準(100→100)に戻っているのに対し、「日経平均レバレッジ・インデックス」は複利効果が働くため、100→98.6と基準日と同じ水準に回復していません。

このように、相場の方向感が定まらず、原指標が上昇や下落を相互に繰り返した場合、レバレッジ型指標は複利効果によって、原指標と比較してパフォーマンスが遅減していくという特性がありますので留意が必要です。



2. 原指標に連動するETFとの利益・損失の違い

原指標に連動するETFと比較した場合、当ファンドのようなレバレッジ型指標に連動するETFは、日々の変動率が大きくなるため、利益・損失の額がともに大きくなります。

3. 留意すべき投資スタイル

- ・レバレッジ型指標は、中長期にわたって投資をする場合、原指標の変動率とレバレッジ型指標の変動率の乖離が大きくなる可能性があり、留意が必要です。
- ・原指標の上昇と下落が相互に繰り返されるような相場においては、複利効果により、原指標と比較して指数のパフォーマンスが遅減していくという特性があり、投資者は利益を得にくくなりますので、留意が必要です。

- 「日経平均レバレッジ・インデックス」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均レバレッジ・インデックス」自体および「日経平均レバレッジ・インデックス」を算定する手法、さらには、「日経平均レバレッジ・インデックス」を算出する際の根拠となる「日経平均株価」に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。
- 「日経」および「日経平均レバレッジ・インデックス」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属しています。
- 当ファンドは、投資信託委託業者等の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用および当ファンドの受益権の取引に関して、一切の責任を負いません。
- 株式会社日本経済新聞社は、「日経平均レバレッジ・インデックス」および「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負いません。
- 株式会社日本経済新聞社は、「日経平均レバレッジ・インデックス」および「日経平均株価」の計算方法など、その内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

(2) その他の留意点

① 対象指標について

- 対象指標は、原指標である日経平均の前日比変動率(%)に対して一定の倍数、すなわち2倍、を乗じた変動率となるように計算された指標です。
- 対象指標は、変動率が日経平均の日々の変動率の2倍となるように算出されているため、前営業日と比較するとその変動率は日経平均の2倍となります。2営業日以上離れた期間での比較においては、複利効果により、日経平均の変動率の2倍以上又は未満となる場合があります。
- 特に、日経平均が上昇・下落を相互に繰り返す場合、上記の複利効果により対象指標は遅減していくという特性があり、このような場合、投資者は利益を得にくくなりますので留意が必要です。
- 対象指標は、相場の上昇局面においてより大きなリターンを狙うことが可能ですが、2営業日以上離れた期間で比較した場合は、想定した変動率(原指標の2倍)とは異なる上昇率となってしまう点(注:原指標の上昇率の完全な2倍の上昇率にはならない場合。)、そして、投資期間が長期になればなるほど、原指標の変動率とレバレッジ型指標の変動率の乖離が高まる点に留意が必要となります。
- 対象指標は、相場の下落局面においては原指標よりも大きく下落していきますが、2営業日以上離れた期間で比較した場合は、想定した変動率(原指標の2倍)とは異なる下落率となってしまう点(注:原指標の下落率の完全な2倍の下落率にはならない場合。)、そして、投資期間が長期になればなるほど、原指標の変動率とレバレッジ型指標の変動率の乖離が高まる点に留意が必要となります。
- 対象指標は、相場の方向感が定まらず、原指標が上昇や下落を相互に繰り返した場合、レバレッジ型指標は複利効果によって、原指標と比較してパフォーマンスが遅減していくという特性がありますので留意が必要です。
- 対象指標に連動する当ファンドは、原指標に連動するファンドに比べ、利益・損失の額がともに大きくなりますが、中長期にわたって投資をする場合、原指標の変動率とレバレッジ型指標の変動率の乖離が大きくなる可能性があり、留意が必要です。原指標の上昇と下落が相互に繰り返されるような相場においては、複利効果により、原指標と比較して指数のパフォーマンスが遅減していくという特性があり、投資者は利益を得にくくなりますので、留意が必要です。

■当資料は、シンフレクス・アセット・マネジメント株式会社(以下「弊社」といいます。)が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、信頼できると判断した情報に基づき作成していますが、情報の正確性・完全性について弊社が保証するものではありません。■当資料に掲載されている数値・図表等は、当資料作成時点のものです。また、当資料に示された見解は、当資料作成時点における弊社の判断によるものです。■当資料中のいかなる内容も、将来の市場環境等の変動を保証するものではありません。また、当資料中のいかなる内容も、将来の運用成果等を保証するものではありません。■投資信託の受益権の基準価額は、投資信託に組入れられている有価証券等の特性による値動きにより影響や又は、為替相場の変動等の影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。従いまして、投資信託は元本が保証されるものではありません。また、投資成果を事前に保証するものではありません。投資信託は預貯金とは異なります。■投資信託をお申込みの際は、最新の投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時に渡してお問い合わせください。■投資信託は、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社以外の登録金融機関で購入された投資信託は、投資者保護基金の支払対象にはなりません。■ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。■当資料の内容については、予告なく変更される場合があります。■当資料の無断転写、転載は出来ません。当資料の第三者への提供は固くお断りいたします。

② 対象指標とファンドの基準価額のかい離

当ファンドは、株価指数先物取引などのデリバティブ取引を利用することにより、基準価額の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目標として運用を行いますが、以下のような要因により、対象指標と完全に一致した運用成果をお約束するものではありません。

- a. 株価指数先物取引などのデリバティブ取引を利用しますが、当該取引の値動きと対象指標との値動きが一致しないことにより、対象指標の変動率とファンドの基準価額の変動率にかい離が生じことがあります。
- b. 株価指数先物取引には先物満期日(以下「限月」)があるため、当該先物取引を異なる限月の取引に乗り換えていくこと(「ロールオーバー」といいます。)となります。このとき、買い建てている先物を売却し、乗り換え対象となる限月の先物を買い建てるになりますが、限月が異なるため2つの先物取引には元来価格差があります。それにより、対象指標の変動率とファンドの基準価額の変動率にかい離が生じことがあります。
- c. 対象指標の特性により、株価指数先物取引の売り建て総額が信託財産の純資産総額の約2倍程度となります。必ずしも正確な2倍ではなく、2倍を上回ること、または下回ることもあります。それにより、対象指標の変動率とファンドの基準価額の変動率にかい離が生じことがあります。
- d. 資金の流入から実際に株価指数先物取引を売り建てるためのタイミングのずれの発生により、対象指標の変動率と基準価額の変動率にかい離が生ずる可能性があります。
- e. 信託報酬等のコスト負担が基準価額の変動率とのかい離の要因になります。

③ 対象指標の原指標と当ファンド

対象指標は、原指標である日経平均の日々の変動率に一定の倍数、すなわち2倍、を乗じて算出される指標です。原指標に連動するETFと比較した場合、当ファンドのようなレバレッジ型指標に連動するETFは、日々の変動率が大きくなるため、利益・損失の額がともに大きくなります。

また、その他の留意点の「① 対象指標について」および「② 対象指標とファンドの基準価額のかい離」の要因により、原指標の変動率の2倍と当ファンドの基準価額の変動率にかい離が生じます。

④ 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

当ファンドは、株価指数先物取引のうち主として取引を行うものについて、次の1. または2. に該当する場合には、販売会社は、当日の取得申込みの受付けの中止、当日の取得申込みの取消しまたはその両方を行うものとします。また、次の1. または2. に該当する場合には、委託会社は、当日の一部換金(解約)の実行の請求の受付けを中止することができるほか、当日の一部換金(解約)の実行の請求を取消すことができます。

1. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の当日の午後立会が行われないときもしくは停止されたとき

2. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、当該各ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき

また、委託会社が別に定める申込上限口数を超えた口数または換金(解約)請求上限口数を超えた口数については、委託会社は申込の受付けまたは換金(解約)請求を受け付けることをいたしません。

⑤ 金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で受益権の設定及び換金(解約)請求の受付けを中止することができます。

⑥ 分配金は、分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、分配を行わない場合があります。

⑦ 当ファンドの基準価額の計算は、法令および一般社団法人投資信託協会規則等に従って時価評価を行います。有価証券等及びデリバティブ取引の評価は、基準価額計算日に知りうる直近の日の価格です。

⑧ 当ファンドの受益権は、東京証券取引所に上場し、当該取引所で取引されますが、その取引価格は、当ファンドの運用に対する評価や当該取引所における需給関係によって形成されるため、対象指標や基準価額と一致した推移とならず、一般にかい離を生じます。また、当ファンドの受益権は当該取引所において活発な取引が行われるという保証はありません。したがって、当ファンド受益権の取引がまったく行われなかつたり取引が行われたとしても制限的で当ファンドの受益権の当該取引所における取引価格に悪影響したり購入者が処分に窮する場合があります。また、同取引所においてどのような価格で取引がなされるのかを予想することはできません。さらに、指定参加者(当ファンドの募集の取り扱いを行う者で、当ファンドの販売会社。)は当ファンド受益権の当該取引所における円滑な流通の確保に努めることとなっておりますが、継続的に呼び値を提示する義務を負うものではありませんので、市場での需給の状況によっては、当ファンドを希望する時にまたは希望する価格で売買することが困難となる場合又は売買すること自体が不可能となる場合があります。

⑨ 受益権の総口数が10万口を下回った場合、信託期間中であっても償還されることがあります。

⑩ 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合、対象指標が廃止された場合は、繰り上げ償還されます。

⑪ 適用となる法令・税制・会計制度等は、今後、変更される可能性があります。

⑫ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

⑬ ETFを金融商品取引所で売買される場合には、委託会社作成の投資信託説明書(交付目論見書)は交付されません。売買をお申込みになる証券会社に、当該取引の内容についてご確認ください。

■当資料は、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社(以下「弊社」といいます。)が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、信頼できると判断した情報に基づき作成していますが、情報の正確性・完全性について弊社が保証するものではありません。■当資料に掲載されている数値・図表等は、当資料作成時点のものです。また、当資料に示された見解は、当資料作成時点における弊社の判断によるものです。■当資料中のいかなる内容も、将来の市場環境等の変動を保証するものではありません。また、当資料中のいかなる内容も、将来的運用成果等を保証するものではありません。■投資信託の受益権の基準価額は、投資信託に組入れられている有価証券等の特性による値動きにより影響や又は、為替相場の変動等の影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。従いまして、投資信託は元本が保証されるものではありません。また、投資成果を事前に保証するものではありません。投資信託は預貯金とは異なります。■投資信託をお申込みの際は、最新の投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時に渡して下さい。■投資信託は、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社以外の登録金融機関で購入された投資信託は、投資者保護基金の支払対象にはなりません。■ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。■当資料の内容については、予告なく変更される場合があります。■当資料の無断転写、転載は出来ません。当資料の第三者への提供は固くお断りいたします。

<ファンドの費用>

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先にお問合せください。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。
信託財産留保額	ありません。
換金時手数料	換金請求受付日の基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先にお問合せください。 ※換金時手数料は、換金時の事務手続きなどに係る対価です。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、下記により計算した額とします。		
	信託財産の純資産総額に年10,000分の82.5(消費税込)以内の率を乗じて得た額		
	運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率		
	総額	年率0.825%(税抜0.75%)	
運用の内容			
委託会社		委託した資金の運用の対価	
受託会社		運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価	

上記の信託報酬は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

- 組入有価証券や先物取引等の売買の際に発生する売買委託手数料、受託会社の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、隨時、信託財産中から支弁します。信託の計理およびこれに付随する業務や法定書類の作成・交付に要する費用等(これらの業務を外部に委託する場合も含みます。)、また、対象指標に係る商標権の使用料、信託の監査人および法律顧問等に対する報酬や費用等も信託財産中から支弁されます。これらは、当ファンド保有期間に受益者により間接的にご負担いただく費用となります。なお、当該費用については、運用状況により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。
- ファンドの上場に係る費用
 - ・新規上場および追加上場料:新規上場時の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額)に対して、0.00825%(税抜0.0075%)。
 - ・上場の年賦課金:毎年末の純資産総額に対して、0.00825%(税抜0.0075%)およびTDnet利用料。

※上記手数料・費用等の合計額については、投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

設定・運用は

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第341号

加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

■当資料は、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社(以下「弊社」といいます。)が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、信頼できると判断した情報に基づき作成していますが、情報の正確性・完全性について弊社が保証するものではありません。■当資料に掲載されている数値・図表等は、当資料作成時点のものです。また、当資料に示された見解は、当資料作成時点における弊社の判断によるものです。■当資料中のいかなる内容も、将来の市場環境等の変動を保証するものではありません。また、当資料中のいかなる内容も、将来の運用成果等を保証するものではありません。■投資信託の受益権の基準価額は、投資信託に組入れられている有価証券等の特性による値動きにより影響や又、為替相場の変動等の影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。従いまして、投資信託は元本が保証されるものではありません。また、投資成果を事前に保証するものではありません。投資信託は預貯金とは異なります。■投資信託をお申込みの際は、最新の投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時に渡さなければなりません。また、運用方針及びリスク要因等、手数料の合計、報酬等の内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。投資信託説明書(交付目論見書)につきましては、販売会社にご請求下さい。■投資信託は、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社以外の登録金融機関で購入された投資信託は、投資者保護基金の支払対象にはなりません。■ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。■当資料の内容については、予告なく変更される場合があります。■当資料の無断転写、転載は出来ません。当資料の第三者への提供は固くお断りいたします。